別紙

調 理 師 業 務 従 事 者 届

<table>
<tr><td>ふ り が な</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2">男 ・ 女</td><td rowspan="2">年齢</td><td rowspan="2">歳</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現 住 所</td><td colspan="6">〒　　－
都道府県　　市町村</td></tr>
<tr><td>電 話 番 号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">調理師名簿登録</td><td>登録を受けた都道府県名</td><td colspan="2">登録番号</td><td colspan="3">登録年月日</td></tr>
<tr><td>1　新潟県
2　その他（　　）</td><td colspan="2">第　　号</td><td colspan="3">1　昭和
2　平成　　年　　月　　日
3　令和</td></tr>
<tr><td rowspan="4">業務に従事する場所</td><td colspan="6">1　寄宿舎　　5　社会福祉施設　　9　魚介類販売業
2　学　　校　　6　介護老人保健施設　　10　そうざい製造業
3　病　　院　　7　矯正施設　　11　複合型そうざい製造業
4　事業所　　8　飲食店営業　　12　その他</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※ 該当する文字又は数字を○で囲み、すべての事項を漏れなく記入してください。

【記入上の留意点】

- 氏　　名　　必ずふりがなをふること。
- 年　　齢　　令和８年１２月３１日現在における満年齢を記入すること。
- 現 住 所　　令和８年１２月３１日現在の居住地を記入すること。
- 登録都道府県　　新潟県以外の場合は（ ）内に都道府県名を記入すること。
- 登録年月日　　該当する年号を○で囲み、年月日を記入すること。
- 業務従事場所
 - 業務に従事する場所で該当するものを○で囲むとともに、所在地、電話番号、名称（店名等）を記入すること。
 - 複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。
 - 「業務に従事する場所」の区分は裏面を参照すること。

業務に従事する場所の区分

区分名	内容
1　寄宿舎	学生又は労働者を寄宿させる施設
2　学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校及び第 134 条第 1 項に規定する各種学校
3　病院	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
4　事業所	会社、工場、事業場、官公署、その他の事業所
5　社会福祉施設	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項及び売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する施設並びに社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する事業に係る施設
6　介護老人保健施設	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設
7　矯正施設	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 3 条に規定する刑事施設、少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 4 条に規定する少年院、少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号）第 3 条に規定する少年鑑別所
8　飲食店営業	一般食堂、料理店、すし店、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェ、バー、キャバレーその他の食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業施設
9　魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業施設
10　そうざい製造業	通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業施設
11　複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業又は麺類製造業に係る食品を製造する営業
12　その他	1～11 までに該当しない場所

◇インターネットでの届出

新潟県電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=34375

◇郵送、持参、ＦＡＸでの届出

勤務地を所管する地域振興局健康福祉（環境）部又は新潟市保健所へ届出を行ってください。

なお、届出書を持参する場合の受付時間は、次のとおりです（土・日曜日、祝日を除く）。

・地域振興局健康福祉（環境）部

令和９年１月４日（月）以降 午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

・新潟市保健所

令和９年１月４日（月）以降 午前９時から午後４時 30 分まで

届出期限は令和9年1月15日(金)です